

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

糸満市長 當銘真栄

市町村名 (市町村コード)	糸満市 (47210)
地域名 (地域内農業集落名)	兼城地区 (照屋、兼城、座波、賀数、北波平、武富、阿波根、潮平)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月12日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

兼城地区は畑地かんがい排水の整備が充分ではない地区が多く、農業用水の確保に労力を費やすため、土地改良区に耕作放棄地が散見される。土地改良区内の道路舗装の未整備箇所が多い。高齢農家も兼業農家も多い。地区全体で高齢化が進行しており、10年後には農地の約半数以上が75歳以上となる。後継者不足の中、担い手確保に向けた取り組みが課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

サトウキビ、野菜類、果樹があり将来的にもそれらが主な作物となることが考えられる。農業者の高齢化や担い手不足が進む中、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手が一体となって農地を利用し保全していく体制の構築を図る。また、基盤整備事業や農地を維持するための機械、ハーベスターの導入、担い手不足解消や品質向上のため、スマート農業の普及も検討を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	184.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	184.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及び土地改良区内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を図り、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員及び農地調整員と調整し、農地中間管理機構(農地バンク)を通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の出し手の農地は農地中間管理機構を通じ、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、土地所有者の意向に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
本地区は、基盤整備事業(農道・排水路等)を一部計画予定している。基盤整備が完了した地区については、今後も維持管理に努めながら、担い手や農地地権者のニーズを踏まえ、農道舗装整備や浸水対策について取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市や県、JAなど関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
市や県、JAなど関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①シロガシラやカラス、ネズミなど被害調査や被害防止に向けた対策を実施する。
- ②資材価格の高騰により、減農薬・減肥料に向けた取り組みを支援し、環境保全型農業を推進する。
- ③スマート農業の導入に向けた取り組みを支援する。
- ⑦事業を活用し、地域全体での農業施設の維持管理に向けた仕組みづくりを検討する。
- ⑧園芸作物の生産性向上のため、農業施設の導入に向けた取り組みを支援する。